



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市若年性認知症ガイドブック



☆はじめに

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症のことです。高齢期に発症する認知症とは違い、仕事、家事、子どもの養育、家計、社会とのつながりなど、現役世代特有の生活課題に直面することが少なくなく、若年性認知症に関する情報が、身近な地域に不足していることもあり、将来に対して不安を感じられている方も多くいらっしゃいます。

このガイドブックは、そんなご本人やご家族はもちろん、相談を受ける関係者の皆様にも読んでいただきたいガイドブックです。

周囲と一緒に考えていくことで、気持ちも楽になります。またこれからの人生をよりよく生きるための一歩になるかもしれません。

いま、何が必要か、いま何ができるのか、一緒に考えましょう。

目次

第1章 若年性認知症かなと思ったら	P.4～11
（1）若年性認知症支援コーディネーター	P.4
（2）医療機関について	P.5～6
（3）就労や休職・復職に関する相談先	P.7～9
診断後も就労継続されている方の事例	P.10～11



第2章 診断を受けた後もあなたらしく暮らしていくために	P.12～16
（1）希望を持って暮らしていく	P.12
（2）共生社会の実現を推進するための認知症基本法	P.13～14
（3）基本法を踏まえた川崎市の主な取り組み	P.15
（4）若年性認知症地域支援推進員の取り組み	P.16

第3章 同じ気持ちの人と出会う

P.17～21

- (1) 先輩からのメッセージ P.17
- (2) 仲間と出会う P.18～19
- (3) 若年認知症グループどんどんの活動 P.20
- (4) 認知症カフェ（認知症のひととみんなのつながるカフェ） P.21
- (5) 認知症地域支援推進員 P.21

第4章 参考情報（その他の社会資源や制度について）

P.22～26

- (1) 相談機関について P.22～23
- (2) その他の諸制度について P.24～25
- (3) 認知症抗体医薬について P.26



☆第1章 若年性認知症かなと思ったら

(1) 若年性認知症支援コーディネーター

あれ、おかしいなと感じたり、認知症を疑ったら、まず最初に若年性認知症支援コーディネーター（以下コーディネーター）へ相談しましょう。

相談者のニーズに合った関係機関やサービスの担当者との「調整役」になることが期待されます。コーディネーターが配置される相談窓口は、本人や家族の支援をワンストップで行う機能を持ちます。

そして、コーディネーターは、必要に応じて職場や医療、福祉等の関係機関と連携し、就労の継続や居場所づくりを行うほか、市役所や区役所と一緒に支援を考えていきます。それぞれの役割分担をしつつ、本人が自分らしい生活を継続できるよう、本人の生活に応じた総合的なコーディネートをしていきます。

本人の状況について、「あれ、おかしいな」「どこに相談したら良いのだろう？」と悩み、誰にも相談できず困っているご家族もいらっしゃるかもしれません。相談先に迷われた際は、遠慮なくコーディネーターにご連絡ください。コーディネーターがお話を聞き、ニーズに合わせて適切にご案内します。

【若年性認知症支援コーディネーター】

	電話番号	開設時間
川崎幸クリニック 若年性認知症相談窓口 (幸区南幸町 1-27-1)	代表) 044-544-1020	月～金曜日 8時半～17時 (土日・祝日を除く)
かわさき記念病院 若年性認知症相談窓口 (宮前区潮見台 20-1)	直通) 044-977-3100	月～金曜日 9時～16時 (土日・祝日を除く)

(2) 医療機関について

【認知症疾患医療センター】

認知症を疑った場合は、若年性認知症支援コーディネーター（P.4）の相談と併せてできるだけ早く専門医を受診して、正しい診断を受けることが大切です。市内に4か所ある認知症疾患医療センターは、認知症に関する専門医療相談、鑑別診断*とそれに基づく初期対応、身体合併症や精神症状の重い方への対応、研修会の開催などを行う医療機関です。

*（鑑別診断は認知症の有無、原因疾患、重症度などを見極める診断です。）

	電話番号	開設時間
市立川崎病院 認知症疾患医療センター （川崎区新川通 12-1）	代表) 044-233-5521	月～金曜日 8時半～17時 （土日・祝日を除く）
日本医科大学武蔵小杉病院 街ぐるみ認知症相談センター （中原区小木町 1-383）	直通) 044-733-2007	月～金曜日 9時～16時 （土日・祝日を除く）
聖マリアンナ医科大学 認知症（老年精神疾患） 治療研究センター （宮前区菅生 2-16-1）	直通) 044-977-6467	月～金曜日 9時半～16時半 （土日・祝日を除く）
かわさき記念病院 認知症疾患医療センター （宮前区潮見台 20-1）	直通) 044-977-3100	月～金曜日 9時～17時 土曜日 9時～正午

☆相談は無料です（電話料金はかかります。）

【かかりつけ医】

また、専門医でなくても、自分のかかりつけ医に相談することも可能です。その他、川崎市医師会では、ホームページにて「認知症診療協力医療機関リスト」を掲載しています。



認知症診療協力医療機関リスト

ワンポイントアドバイス①

【専門医への受診のポイント】

- 医療機関に受診をするときは、事前に電話などで確認しましょう。かかりつけ医や職場の産業医などからの紹介状があれば受診の際に持参しましょう。
- 問診で症状を正確に伝えることができるよう、家族など本人の普段の様子を知っている身近な人が付き添って受診することが望ましいです。本人の様子や変化を記録したメモがあると診断の参考になります。
- 本人への告知の方法については、事前に本人と家族でよく話し合い、あらかじめ医療機関に希望や意見を伝えましょう。



(3) 就労や休職・復職に関する相談先

【可能な限り今の職場で就労の継続を】

若年性認知症は、「働きざかり」で発症するケースが多く、仕事を継続できるかどうか重要な問題になります。仕事を辞めると収入が途絶える他、診断後1年6ヶ月を経ないと障害年金の申請ができない等、経済的に不安定な状況になることが想定されます。そのため、一旦退職してしまうと再就職が難しい場合があるため、本人の状況や希望にもよりますが、できるだけ今いる職場で働けるとよいでしょう。

初期の認知症の方は、環境を整える、配置転換をするなど工夫をすることで仕事を継続するという方法もあります。

まずは早い段階で、若年性認知症支援コーディネーターに相談し、就労継続について話し合うことが大切です。

また、一定期間の訓練やジョブコーチ、両立支援コーディネーター等の支援により、就労が可能になる場合があります。



両立支援コーディネーターについて



ジョブコーチについて

【就労援助センター】

一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、障害特性に応じた就労相談と職場定着のためのさまざまな支援を行います。

名称	電話番号	開設時間
南部就労援助センター （川崎区日進町 5-1 川崎市 複合福祉センター ふくふく3階）	044-201-8663	月～金曜日 8時45分～17時15分 （土日・祝日を除く）
中部就労援助センター （中原区小杉町 3-264-3 富士通ユニオンビル3階）	044-739-1294	月～金曜日 9時～17時 （土日・祝日を除く）
百合丘就労援助センター （麻生区百合丘 2-8-2 川崎市北部リハビリテーシ ョン3階）	044-281-3985	月～金曜日 9時～17時 （土日・祝日を除く）

※管轄エリアはありません。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援※といった障害福祉サービスを利用した福祉的な就労が可能になる場合があります。

※障害福祉サービス的一种で、一般企業への雇用又は在宅就職を目指す方、あるいは通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、就労の機会を提供し、生産活動等を通じ、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。



就労支援機関の案内

ワンポイントアドバイス②

【休職中などに使える制度】

今の職場で休職や復職を考えている場合、使える制度がいろいろとあります。

➤ 傷病手当金

「全国健康保険協会（協会けんぽ）」または「健康保険組合」に加入している本人（被保険者）が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料や休業手当等が支給されないとき、その間の生活保障のために支給されます。支給できる期間は、休職4日目から最長1年6ヵ月までです。（ただし、複数の疾病の場合はそれぞれについて1年6ヵ月支給されます。）

➤ 雇用保険（失業給付）

雇用保険の被保険者が離職し、失業状態にある場合、失業中の生活の安定を図り、早期に再就職するために支給されるものです。基本手当を受給するには、居住地を管轄するハローワークに求職の申込をし、求職活動をして、失業の認定を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐにできない場合には、ハローワークに届け出ることにより、受給期間を延長することができます。

【事例紹介①】

「本人、家族、会社と面談を重ねて就労を継続することができた A さん」

A さんは、50代後半で若年性認知症の診断を受けました。小売業の会社で正社員として勤務していた A さんは、数年前から会社で物忘れが目立つようになり、診断結果を会社に伝えたことで、「解雇」されるかもしれないと心配をされていました。

ただ、まだできることはあるし、ミスをしないように工夫をして、できるだけ仕事は続けていきたいと考えていました。また、奥さんも、先々の生活に不安が大きいため、できるだけ仕事を続けて欲しいと思っていました。

奥さんから若年性認知症支援コーディネーターに相談が入った後、A さんが可能な限りの就労継続ができるように本人、家族、上司と支援コーディネーターで面談を重ねました。面談では、現在の就労状況や、会社側の考え、家族の考えなどを整理しました。

そして、一部の社員には病名を公表して、業務内容の見直しを提案し、上司や同僚のサポートを受けながら就労を継続することができました。



【事例紹介②】

「若年性認知症支援コーディネーターにつながり、関係機関と連携することによって、就労継続ができた M さん」

I T 企業で勤務していた M さんは、新しいソフトウェアのプログラムを理解できないことや、営業先でのミスなどが続き、会社から受診を勧められ、検査したところ、若年性認知症の診断を受けました。

会社から配置転換の打診を受け、退職勧告と受け取った家族は、コーディネーターへ相談をしました。病院でソーシャルワーカー、看護師、M さん、奥さんと面談を行い、M さんと奥さんは、仕事の継続を希望しました。会社側も解雇の意思はないが、どのように雇用継続が可能なのか、双方が手探り状態でした。

M さん、奥さんとコーディネーターでの面談を重ねるうちに、会社から面談でコーディネーターも同席してほしい、と要望がありました。上司、保健師、人事担当者を含め、現状の共有と今後についての話し合いを行いました。通勤場所の確認や業務内容の整理、状況を見ながらグループ会社への移動も検討し、今の M さんにとって働きやすい環境整備を行いました。

その後、M さんは、グループ会社へ移動し、職場の理解も得られたことで、ストレス軽減に繋がっているとのことでした。異動から半年後に勤務先で面談を実施した際、仕事は順調との報告を受け、職場のサポートを受けながら就労を継続することができました。

☆第2章 診断を受けた後もあなたらしく暮らしていくために

(1) 希望をもって自分らしく暮らしていく（新しい認知症観）

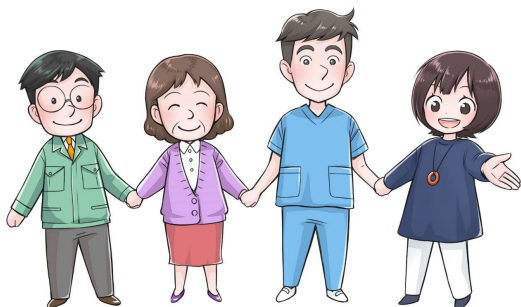
認知症になっても、それぞれが自分らしく暮らしつづけていくために、診断を受けたことであきらめずに一つでも好きなことを続けてほしいし、地域の中で出かけられる場所を見つけてほしいと思っています。勇気をもって一歩踏み出せば、そこには、きっとあなたを必要としている人がいるはずです。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下基本法）が施行されました。基本法の施行に先立ち、国が設置した『認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議』のとりまとめにおいて、認知症イコール絶望という従来の発想としての「古い認知症観」を変え、「新しい認知症観」への転換の必要性が示されました。

基本法を踏まえ、国が策定した「認知症施策推進基本計画」では「新しい認知症観」とは、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方」と示されたところです。

この思いは、認知症とともに暮らす本人一人一人が自らの体験と思いを言葉にした「認知症とともに生きる希望宣言」※でも示されています。

※希望を持って前を向き自分らしく暮らし続けることを目指し、平成30（2018）年11月、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）が表明。



認知症とともに生きる希望宣言

(2)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

この法律は、「国民の認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深める」、「すべての認知症の人が、意見を表明する機会や参画する機会を確保すること」、「教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉、その他の関連分野における総合的な取組として行われる」等の理念に基づき、認知症施策を国・地方が一体となって講じていくとされており、川崎市でも、この内容を踏まえて、認知症施策の推進に取り組んでいくこととなります。



「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念

1. 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思**によって日常生活・社会生活を営むことができる。
2. 国民が、**正しい知識・正しい理解**を深めることができる。
3. 認知症の人にとって生活の**障壁**となるものを除去することにより、認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域で安全・安心・自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び**社会活動に参画する機会**の確保を通じてその**個性と能力を十分に発揮**することができる。
4. 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療福祉サービス**が切れ目なく提供される。
5. 認知症の人のみならず**家族等に対する支援**により、認知症の人及び**家族等が地域において安心して日常生活**を営むことができる。
6. **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症等に係る**予防、診断・治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方、社会環境の整備等**に関する**研究等の成果を広く国民が享受**できる環境を整備。
7. 教育、地域づくり等**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

(3)「基本法」を踏まえた川崎市の主な取り組み

① 認知症の本人からの発信の支援

認知症であることを隠さずに、生きられる地域づくりが重要です。そのためには、認知症の人がいきいきと活動している姿を発信していくことが、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにもなります。最近では若年性認知症の本人が、講演会・イベントなどを通じて情報発信を行う機会が増えてきています。



② 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい理解を深める取り組みとして、地域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進しています。小・中学校を中心とした児童生徒に対する養成講座の拡大を図るため、教育委員会等と連携を図るほか、講座内容も従来の症状や接し方のほか、「新しい認知症観」に基づく、実感的な理解を推進しています。



(4) 若年性認知症地域支援推進員の取り組み

基本法の基本的な考え方の一つに「認知症の人の社会参加機会の確保」が示されています。

特に若年性認知症の人は、地域・社会・仲間とのつながりがある居場所、社会の中での役割が必要です。認知症と診断されてからできるだけ早く、継続的に社会参加を続けられるようにすることが、重要であると言われています。

川崎市では、若年性認知症の人の社会参加の機会を確保し、同じ気持ちを持った仲間とやりたいことを続けていくために若年性認知症地域支援推進員を配置しています。

【若年性認知症地域支援推進員】

名称	電話番号	開設時間
マイWay 若年性認知症サポートデスク	044-400-7060	月～金曜日 10時～16時 (土日・祝日を除く)

【若年性認知症地域支援推進員の取り組み動画】



動画の URL

☆第3章 同じ気持ちの人と出会う

(1) 先輩からのメッセージ

若年性認知症をきっかけに閉じこもりがちになり、実際に自分がどうしたらいいかわからないこともあるかもしれません。そんなときは、認知症でありながらも、いきいきと過ごしている方のお話を聞いてみましょう。いろいろな方のお話を聞けば、自分に合った考え方やちょっとした工夫も見えてきます。

【事例紹介③】

「60代前半でアルツハイマー型認知症と診断されたBさん」

「お金ではなく、何かの役に立つことがしたい。」という意向のもと、就労継続支援B型事業所の見学に行きました。「楽しかった、続けてみたい。」とのことで、事業所の利用が始まりました。

売り上げや成果主義の仕事ではなく、「何かの役に立っている、誰かに頼りにされている。」と実感できる今の仕事が良いとお話しています。現在は、自分の活動や想いを他の人にも伝えていきたい、という意向もあります。事業所内だけでなく、普及啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

【かながわオレンジ大使（認知症本人大使）】

⇒認知症の方ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）の活動を、メッセージ動画などで紹介しています。



かながわオレンジ大使
紹介ページ

(2) 仲間と出会う

川崎市には、本人のつどいやデイサービス、ボランティア活動など定期的に催されている集まりがあります。まずは、見学するような気持ちで参加してみたいかがでしょうか。家のほかに居心地のよい場所があることで、より豊かなとき間を過ごせるようになるかもしれません。

また、各地で活動をされている家族会などは、本人だけでなく家族も「よい先輩」に出会う機会になります。家族同士で悩みを話したり、聞いたりできる仲間を作ることができます。漠然とした不安や戸惑いの感情を抱える方の新たな出会いの場として、是非参加してみてください。

【本人のつどい 「これから会議」】

【オンライン家族会 「ゆるるか」】

⇒マイWay若年性認知症サポートデスク（P.16）で実施している本人の集いと家族会です。日々の暮らしやこれからのことなど、メンバーさん同士でおしゃべりをしながら、やりたいことを実現していく会です。連絡先などはP.16をご確認ください。



「これから会議」「ゆるるか」

【若年認知症グループ どんどん】（活動の詳細はP.20）

⇒川崎市内で活動する若年性認知症のご本人と家族とボランティアのグループです。毎月1回レクリエーションや家族懇談、自主製品制作・販売などを行っています。

電話番号 080-1084-1805（共同代表・中條）

メールアドレス dondonkawasaki@hotmail.co.jp



どんどんHP

【川崎市認知症ネットワーク】

⇒川崎市内の認知症家族会と支援団体のネットワークです。

（若年認知症グループほとんどもネットワークの一員です）お近くの家族会を知りたい場合は、NPO法人川崎市認知症ピアサポートセンター（044-932-0321）にお問い合わせください。



認知症ネットワークHP

《全国》

【認知症の人と家族の会（神奈川県支部）】

⇒認知症のご本人とご家族による全国組織です。神奈川県支部は横浜市内にあります。家族会、本人ミーティング、勉強会などを行っています。



神奈川県支部 HP

【若年性認知症家族会・^{ほし}彩星の会】

⇒若年性認知症のご本人とその家族を支援しています。定例会や専門職による相談、家族による電話相談等を行っています。

電話番号 03-5919-4185



彩星の会 HP

(3) 若年認知症グループ どんどの活動

忘れても 失敗しても Don't worry! 若年認知症グループ どんどん

若年性認知症の本人・家族が、仲間と一緒にイキイキとした時間を過ごすためのグループ。本人・家族だけでなく、地域の人々もサポーターとして集まり、仲間としてのつながりを深めています。

サロン活動や家族懇談会、本人によるアート作品をデザインした一筆箋・絵葉書、家族とサポーターによる手芸品などを制作し、様々な福祉イベントで販売も行っています。



(4) 認知症カフェ（認知症のひととみんなのつながるカフェ）

認知症カフェは、認知症の本人及び家族、地域住民、専門職等地域の誰もが集まり、認知症への理解を深め、おしゃべりをし、気軽に相談できる場です。川崎市内には 83 箇所（R6.11 月時点）の認知症カフェが活動しています。（活動については事前にご相談ください）



カフェ一覧

(5) 認知症地域支援推進員

川崎市では、各区地域みまもり支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。認知症のことを皆さんに知っていただくために、市内各地で普及啓発のイベントを行ったり、認知症カフェや家族会などのサポートや市民の方が参加しやすいように情報発信をしています。

認知症地域支援推進員や認知症カフェに関するお問い合わせ先
各区役所地域みまもり支援センター地域支援課

名称		電話
川崎	地域サポート係	044-201-3206
幸	地域サポート係	044-556-6693
中原	地域サポート係	044-744-3268
高津	地域サポート係	044-861-3259
宮前	地域サポート係	044-856-3308
多摩	地域サポート係	044-935-3101
麻生	地域サポート係	044-965-5160



☆第4章 参考情報（その他の社会資源や制度について）

（1）相談機関について

【若年性認知症コールセンター】

⇒愛知県にある「全国若年性認知症支援センター」が実施しているコールセンターです。本人や家族からの電話・メール相談を行っています。

電話番号 0800-100-2707

開設時間 月～土曜日 10時～15時

（水曜日は19時まで）



全国若年性認知症コールセンター

【川崎市認知症コールセンター「サポートほっと」】

⇒認知症の方の介護経験をもつ相談員が認知症や介護に関するご相談をお受けするコールセンターです。介護に悩んだり、困ったり、疲れてほっとしたいときなど、気軽にお話ができます。また、面接相談や医師による専門相談もあります。

電話番号 044-932-0341

開設時間 月・火・木・金曜日、第1、3日曜日 10時～16時

（毎月第2、第4木曜は20時まで）



サポートほっとHP

【地域包括支援センター】

⇒主に高齢者の方が、住み慣れた地域で、元気に暮らし続けることができるようにする相談機関です。市内に49か所あり、それぞれ担当地域が決まっています。



地域包括支援センター一覧

【生活支援コーディネーター】

⇒生活支援コーディネーターは、地域住民の生活上の心配や困りごとに応えていくために、地域住民同士の支え合いを支援する人たちです。

詳しい活動は、ホームページをご確認ください。



生活支援コーディネーター

【川崎市あんしんセンター】

⇒川崎市あんしんセンターでは、判断能力が低下して、日常生活に不安のある方などの権利擁護にかかわる相談を受けるとともに、日常生活自立支援事業^{*}や成年後見制度の利用促進のため、成年後見支援センター事業を行っています。

^{*}判断能力が低下して、日常生活に不安のある方が地域で安心して生活できるように、各区あんしんセンターに専門員及び生活支援員を配置して相談やサービス提供を行います。



あんしんセンターHP

(2) その他の諸制度について

若年性認知症と診断された後から申請できるものや診断後6か月経過してから申請できるものなど、状況によって使える制度や取得できるものが様々あります。自分がどの制度を利用できるかどうかは、医療機関や若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください。

【自立支援医療（精神通院医療）】

⇒認知症などで継続して通院治療している場合、指定医療機関や指定薬局などの窓口で支払う通院医療費の自己負担が1割、又は所得等に応じた利用者負担上限額に軽減される場合があります。



川崎市 HP

[詳細はこちら](#)

【高額療養費】

⇒医療費を、同じ月内で自己負担限度額より多く支払った場合には、その分を高額療養費として支給されます。詳細は加入している健康保険の窓口にご相談してください。国民健康保険の場合は、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民センター保険年金担当が相談窓口です。詳しくは、川崎市のホームページからご確認ください。



川崎市 HP

[詳細はこちら](#)

【障害者手帳】

障害者手帳は、障害の程度などが記載され、様々な制度を受けやすくすることを目的としたものです。障害者雇用枠での就労が可能になるほか、各種税金・公共料金の控除や減免、割引のサービス等が受けられる可能性があります。

お問い合わせ先：各区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課

	名 称	電 話 番 号
川崎区	障害者支援係	044-201-3215
	精神保健係	044-201-3213
幸区	障害者支援係	044-556-6654
	精神保健係	044-556-6695
中原区	障害者支援係	044-744-3296
	精神保健係	044-744-3297
高津区	障害者支援係	044-861-3252
	精神保健係	044-861-3309
宮前区	障害者支援係	044-856-3304
	精神保健係	044-856-3262
多摩区	障害者支援係	044-935-3302
	精神保健係	044-935-3324
麻生区	障害者支援係	044-965-5159
	精神保健係	044-965-5259

(3) アルツハイマー病の新しい認知症抗体医薬について

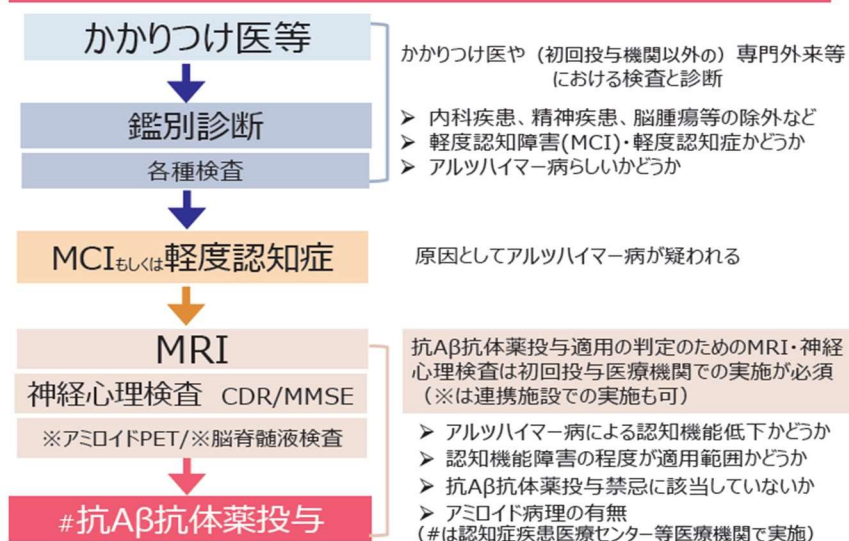
薬の概要と特徴

アルツハイマー病の原因に働きかけて病気の進行自体を抑制する薬としてレカネマブは、国内で初めて承認された薬で、投与は2週間に1度通院して、約1時間ほどかけて点滴により行います。

なお、アルツハイマー病による認知症が軽度であるとき期、および、アルツハイマー病による軽度認知障害の方が治療対象となり、検査（脳脊髄液検査またはアミロイドPET検査）により脳にアミロイドβがたまっていることを明らかにする必要があります。また、2剤目となるドナネマブが2024年11月26日に発売となりました。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページで確認ください。

抗アミロイドβ (Aβ) 抗体薬治療までの手順概要



厚生労働省参考資料より

〇川崎市では、自院で投与が可能な病院を、ホームページに掲載しますので、詳しくはそちらをご確認ください。



治療薬について

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



川崎市若年性認知症ガイドブック
令和7年3月31日発行

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2470 FAX：044-200-3926
※掲載の情報は令和7年3月現在のものです。